

●香川県告示第107号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所 直島製錬所長 清水 隆

(2) 事業場の所在地及び名称

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	1.4 T/時 4基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後3.5月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	1~2.5	1~2.5
	化学的酸素要求量 (mg/l)	100,000	200,000
	浮遊物質 (mg/l)	5,000	10,000
	窒素含有量 (mg/l)	5	10
	りん含有量 (mg/l)	250	350
	砒素及びその化合物 (mg/l)	1,000	2,000
	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	50	200
	鉛及びその化合物 (mg/l)	10	20
銅含有量 (mg/l)	800	1,000	
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (1基当たり)		81.8	86.4

変更しようとする特定施設

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	①1.05 T/時 6基、②1.4 T/時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出される汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	1~2.5	1~2.5
	化学的酸素要求量 (mg/l)	100,000	200,000
	浮遊物質 量 (mg/l)	5,000	10,000
	窒素含有量 (mg/l)	5	10
	りん含有量 (mg/l)	250	350
	砒素及びその化合物 (mg/l)	1,000	2,000
	カドミウム及びその化 合物 (mg/l)	50	200
	鉛及びその化合物 (mg/l)	10	20
銅含有量 (mg/l)	800	1,000	
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (1基当たり)		(変更前) 128.6 (変更後) 81.8	(変更前) 135.7 (変更後) 86.4

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2	10
	浮遊物質 量 (mg/l)	22.995	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	5
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1
	カドミウム及びその化 合物 (mg/l)	0.008	0.05
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1	

	銅含有量 (mg/l)	0.03	1.0
排水水の量	(m ³ /日)	345,390	355,290

他に排水口が2箇所（休止中：1箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、脱水処理を行う遠心分離機からの汚水等は、全量処理工場内で繰返し使用するため、排水水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年3月26日から同年4月16日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

直島町環境水道課